

みやぎ税務会計事務所通信



◀ 2019年9月 ▶



税務の話題

いよいよ来月から消費税が10%に！
準備は万端ですか！？増税前の最終チェック！

上がる？上がらない？と、長い間言われていた消費税率…。ついに(!?)来月1日から10%です。と同時に、日本で初めて「複数税率」が始まります。
今月は、来月に向けて今すぐ！必ず！必ず！ご確認いただきたいポイントをご案内いたします。皆さまに“特に”注目していただきたい部分は、下方にて詳細解説をしております。


- 
- 
- ① 発行するご請求書、10%対応の準備はできていますか。
 - ② 軽減税率対象商品を扱っている方は…
⇒ 2つの税率を区分して記載する請求書や領収書を発行できる準備はできていますか。
 - ③ 消費税率が10%の売上となるのは、どの時点の売上からであるか、確認できていますか。

====*====*====*====*====*====*====*====*====*====*====*====*====*

- ① 買った場合も「8%」と「10%」を分けて経理する必要があります。その金額は、領収書(レシート)で確認をします。10月以降、クレジットカードでの購入分も領収書などを揃えていただく必要があります。
- ② 自社(ご自身)で経理処理をされている方は…
ご利用いただいている会計ソフトでは、「軽減税率の8%」と「現在の8%」の2つが選択できるようになります。



【【売る③】について】



基本的には、「引き渡した(受注した仕事が完了した)ときが10月以降であれば10%」の扱いです。受注日やご請求書の発行日が9月であっても、引渡日が10月であれば10%の消費税を預かることになります。(個別の取り扱いは、別途ご確認をいただくか、必ずお問い合わせください。)

【【買う①】について】

10月以降、「飲食物品」と「定期購読の新聞」は消費税率が8%に据置きです。経理処理上、購入品が「10%？8%？」は、領収書(レシート)で判断します。また、領収書(レシート)を保存することが、仕入税額控除(経費の消費税を、消費税の納税額を計算する際に払った消費税として扱うこと)を適用する要件にもなっています。そのため、どのような支払方法であるかに関わらず、税率が記載された領収書(レシート)を保存していただくことが必要です。ご面倒でも、結果的には適正な業績把握に繋がります。この機会に、従業員の方も含めて、周知徹底にご理解とご協力をお願いいたします！